



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年7月21日金曜日 第1779号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
愛媛県公告式条例施行規則.....	1
愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	2
障害者自立支援法施行規則の一部を改正する規則.....	3
愛媛整肢療護園使用料規則の一部を改正する規則.....	3

告 示

愛媛県報一般公告規程の一部改正.....	3
----------------------	---

訓 令

愛媛県報発行規程等の一部を改正する訓令.....	3
--------------------------	---

教育委員会規則

愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則.....	6
愛媛県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則.....	6

条 例

○愛媛県規則第48号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第2項ただし書」を「第2条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項ただし書」に、「及び第23条」を「並びに第23条」に、「及び第3条第1項から第3項まで」を「並びに第3条第1項及び第2項」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（就業の場所から勤務場所への移動等）

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
 - ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項の適用事業に係る就業の場所
 - イ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第11条第1項中「（昭和42年法律第121号）」を削る。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削る。

附則第5項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第29条第6項」を「第29条第8項」に改める。

附則第6項第1号中「以上の等級」を「以上の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第2号中「以下の等級」を「以下の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

様式第19号福祉事業記録簿1号紙中

在宅介護を行う介護人の派遣					を
在宅介護のための住宅					
在宅介護を行う介護人の派遣					に
長期家族介護者援護金					
身体障害者用自動車					を
長期家族介護者援護金					
長期家族介護者援護金					に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第17条第1項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。
- 3 新規則様式第19号の規定は、施行日以後に備える福祉事業記録簿について適用し、施行日前に備えた福祉事業記録簿については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第49号

愛媛県公告式条例施行規則を次のように定める。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公告式条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県公告式条例(昭和25年愛媛県条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的方法)

第2条 条例第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 条例第6条第1項に規定する不特定多数の者が愛媛県報に掲載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。

(電磁的記録)

第3条 条例第6条第3項に規定する規則で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(県報の備置き及び閲覧等)

第4条 条例第6条第3項に規定する方法により発行した愛媛県報(以下「県報」という。)は、愛媛県庁及び各地方局(以下「閲覧所」という。)に備え置き、一般の閲覧に供する。ただし、県報が電磁的記録をもって発行されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により閲覧に供するものとする。

2 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日とする。

3 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

4 県報を閲覧しようとする者は、口頭又は書面により係員に申し出なければならない。

5 県報の閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 県報は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこと。

(2) 県報を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又はこれに加筆しないこと。

(3) 県報を閲覧するための機器を損傷しないこと。

(4) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(5) 県報の閲覧が終わったときは、確実に係員に返還し、又は係員にその旨を告げること。

(6) その他係員の指示に従うこと。

6 知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのお

それがある場合には、その閲覧を禁止することがある。

7 県報の閲覧は、無料とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(財政事情の登載された県報の閲覧に関する規則の廃止)

2 財政事情の登載された県報の閲覧に関する規則(昭和23年愛媛県規則第43号)は、廃止する。

(建築基準法施行細則の一部改正)

3 建築基準法施行細則(昭和25年愛媛県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第15条中「登載して」を「掲載して」に改める。

(愛媛県都市計画公聴会規則の一部改正)

4 愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「登載して」を「掲載して」に改める。

(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

5 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(昭和46年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第5条中「登載」を「掲載」に改める。

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

6 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項第9号中「官報登載事務」を「官報掲載事務」に改める。

(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

7 愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第11条中「記載して」を「掲載して」に改める。

(人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)

8 人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成8年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「登載」を「掲載」に改める。

○愛媛県規則第50号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表5の2の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第51号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年愛媛県条例第20号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（市町が処理する事務）

第11条 条例第7条第6号の規則で定める事務は、第6条の規定に基づく精神通院医療に係る却下通知書の交付に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第52号

愛媛整肢療護園使用料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛整肢療護園使用料規則の一部を改正する規則

愛媛整肢療護園使用料規則（昭和33年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

本則中「第2条」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1126号

愛媛県報一般広告規程（昭和31年11月愛媛県告示第724号）の一部を次のように改正し、平成18年8月1日から施行する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

第3条第1項中「申し込み後」を「申込み後」に改め、同項の表甲種の項中「紙面1ページ」を「1ページ相当」に改め、同表乙種の項中「2分の1ページ」を「2分の1ページ相当」に改め、同表丙種の項中「4分の1ページ以下」を「4分の1ページ相当以下」に改める。

第7条中「の余白」を削る。

第8条中「申込」を「申込み」に改め、同条ただし書中「紙面のつごう」を「配列の都合」に改める。

第9条を削る。

訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県報発行規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県報発行規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県報発行規程の一部改正）

第1条 愛媛県報発行規程（昭和31年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および配付」を削り、「外」を「ほか」に改める。

第2条の見出し中「登載事項」を「掲載事項」に改め、同条中「登載する」を「掲載する」に改め、同条第7号中「および」を「及び」に改める。

第3条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改め、同項ただし書中「に当る」を「（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日をいう。以下同じ。）に当たる」に改め、「その翌日」を「当該休日の直後の休日でない日」に改め、同条第3項中「または、とくに」を「又は特に」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条の見出し中「県報」を「県報情報」に改め、同条中「県報は、文書主管課」を「愛媛県公告式条例（昭和25年愛媛県条例第25号）第6条第1項に規定する方法により発行した県報に掲載された事項の情報を紙面に表示したものは、文書主管課並びに各地方局及び県立図書館の適当な場所」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第13条までを削る。

第14条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第1項中「登載する」を「掲載する」に改め、同条を第7条とする。

様式を削る。

（官報報告規程の一部改正）

第2条 官報報告規程（昭和39年愛媛県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第4条中「明らかにした県報」を「紙面に表示したものに」に改める。

第5条第1項中「又は県報以外の」を「の掲載部分を紙面に表示したものの又は」に改める。

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第3条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2私学文書課の表5の部3の項事項の欄中「県報登載」を「県報掲載」に改め、同表8の部事務の種類欄中「官報登載」を「官報掲載」に改め、同部1の項⁽²⁾及び⁽³⁾を削る。

（愛媛県文書管理規程の一部改正）

第4条 愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「県報登載」を「県報掲載」に改める。

第21条第4号中「県報登載」を「県報掲載」に改める。
第22条第1項中「登載」を「掲載」に改める。
第34条第1項中「登載する」を「掲載する」に改める。
「第4章 県報登載」を「第4章 県報掲載」に改める

。第37条の見出し中「県報登載文書」を「県報掲載文書」に改め、同条中「登載する」を「掲載する」に、「県報登載」を「県報掲載」に改める。

第38条中「登載」を「掲載」に改める。

第39条第1項中「登載年月日」を「掲載年月日」に改め、同条第2項中「登載済」を「掲載済」に改める。

第40条第1項中「登載された」を「掲載された」に改め、同条第2項中「正誤登載」を「正誤掲載」に改める。

第41条の見出し中「増刷又は」を削り、同条中「増刷又は」を削り、「県報（増刷・号外発行）依頼書」を「県報号外発行依頼書」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第41条関係) 県報号外発行依頼書

県 報 号 外 発 行 依 頼 書	
私学文書課長 様	
年 月 日	
課長 印	
県報号外発行希望年月日	年 月 日
掲載文書の題名又は件名	
備 考	

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前に発行された県報の閲覧については、第1条の規定による改正前の愛媛県報発行規程(以下「改正前の県報発行規程」という。)第7条の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この訓令の施行前に発行された県報の購読については、改正前の県報発行規程第10条から第13条までの規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第9号

愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月21日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会公告式規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「登載して」を「掲載して」に、「但し」を「ただし」に、「登載する」を「掲載する」に、「かえる」を「代える」に改める。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第10号

愛媛県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月21日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県文化財保護条例施行規則（昭和32年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（許可を要しない場合の届出）

第25条の2 条例第42条第4項後段の届出は、第11条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を教育委員会に提出して行うものとする。この場合において、同項第1号中「県指定有形文化財」とあるのは、「県指定史跡名勝天然記念物」と読み替えるものとする。

2 第11条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

3 第11条第3項の規定は、条例第42条第4項後段の規定による届出をして行う現状変更等を終了した場合に準用する。

第27条第1項中「第43条の7第1項第3号」を「第43条の7第1項第4号」に改め、「事務は、」の下に「第25条の2第3項及び」を、「許可」の下に「及び同項第2号の規定による届出」を加える。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。